

公立大学法人埼玉県立大学情報公開の総合的な推進に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。)第2章の情報公開の総合的な推進について、必要な事項を定めるものとする。

（情報の公表の内容等）

第2条 条例第4条第1項第3号に規定する実施機関が定めるものは、公立大学法人埼玉県立大学(以下「法人」という。)及び大学の重要事項を審議する[機関等](#)で、理事長が指定したものとする。

（公表の時期）

第3条 条例第4条に規定する情報の公表は、情報の発生の都度速やかに行うものとする。

（公表を行う者）

第4条 条例第4条に規定する情報の公表は、法人が行うものとする。

（公表の方法）

第5条 条例第4条に規定する情報の公表は、法人のホームページに掲載して行うものとする。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。